**令和５年度青森県主任介護支援専門員研修 受講案内**

１　目　的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

２　主催

　 青森県（講義及び演習を公益社団法人青森県介護支援専門員協会に委託して実施）

　　 受講申込受付、受講決定及び研修修了証明書交付は、青森県高齢福祉保険課が行う。

３　内容及び日程

　 別紙１「令和５年度青森県主任介護支援専門員研修日程表」のとおり

　　　※日程は予定ですので、変更する場合がある事をご了承ください。

４　開催方法

　　　講義（e-ラーニング）・演習（Zoom）ともにオンラインで開催

５　受講対象者

青森県内に勤務している**現任の介護支援専門員**のうち、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の**受講要件及び実務経験要件の両方を満たす者**とします。

**受講要件**

令和５年１０月末現在、次の(1)または(2)のいずれかに該当すること。

(1) 介護支援専門員専門研修の課程Ⅰと課程Ⅱの両方を修了した者。

(2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者向け）を修了した者。

※　実務経験者がケアマネ証を更新している場合は（1）または（2）の要件を満たしています。

**実務経験要件**

令和５年１０月末現在、次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のいずれかに該当すること。

（ただし、実務経験期間は実際に業務に従事した期間とし、産前産後休暇、育児休業の期間は算定
されないこと。）

(1) 専任（常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ。）の介護支援専門員として従事した実務経験期間が通算して５年（６０か月）以上である者

（ただし、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間に算定可とする。）

(2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した実務経験期間が通算して３年（３６か月）以上である者

(3) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者

(4) 市町村直営の地域包括支援センターに配置されている者であって、地域の介護支援専門員への指導支援等に関し十分な知識及び能力を有する者として市町村長からの推薦を受けた者

　　なお、この場合は、次の①と②の両方の要件を満たすこと。

① 平成２１年度以前に県が実施した地域包括支援センター現任者研修または平成２２年度以降に県が実施した地域包括支援センター職員研修を修了した者

② 居宅サービス計画または介護予防サービス計画作成業務に従事した期間が通算して３年（３６か月）以上である者

(5) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と　　認める者

なお、この場合は、次の①と②の両方の要件を満たすこと。

　 　　① 専任・兼任問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０か月）以上である者

②次のaまたはbのいずれかを満たすこと

　 　　　a) 青森県及び青森県指定研修実施機関が実施した次のいずれかの研修の講師、研修指導者を２年以上継続的に担当した者

　　　　　　　　　　　〈平成１８年度以降〉

実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修、再研修、更新研修、

主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、

介護予防支援従事者研修

　　　　　　　　　　　〈平成１７年度以前〉

実務研修、現任研修

b) 他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う能力がある者として、

事業所が特別に処遇している者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者を除く。）

※〈注意〉実務経験について

実務経験とは、事業所等において、専任の介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことをいう。

　▽ 事業所等において就労した場合でも、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っているのみでサービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験として認められないこと。

▽ 居宅介護支援事業所については、経過措置で介護支援専門員である常勤の管理者を置くことが認められているため、管理者との兼務の場合でも実務経験があると認められる（専任期間に含めることができる）こと。その他の事業所または施設における兼務は認めない。

６　定 員１００名（予定）

７　受講手数料及びテキスト料

（１）金 額

受講手数料　３７，０００円

**テキストは各自、公益社団法人日本介護支援専門員協会ホームページより購入。**

（２）納付・購入方法

・ 詳細については受講決定通知と一緒にお知らせします。

・ **一度振り込みいただいた受講手数料とテキスト料は返金できませんのでご了承ください。**

８　受講申込方法（**受講申込書の郵送とweb上での入力の両方が必要です。**）

　　次の（１）～（３）の必要書類を、県庁（青森県高齢福祉保険課）あて郵送により提出してください。提出の際は、封筒の表面に朱書きで「主任ケアマネ研修申込書 在中」と記載をお願いします。

　　併せて、（４）の入力フォームへアクセスし、必要事項の入力をお願いします。

（１）介護支援専門員証の写し（有効期間内のもの）

（２）研修受講申込書〔別紙２ または 別紙３〕

・ 地域包括支援センターに配置されている者については、別紙２「令和５年度青森県主任介護支援専門員研修受講申込書〔地域包括支援センター用〕」を提出

・ それ以外の者については、別紙３「令和５年度青森県主任介護支援専門員研修受講申込書〔施設・事業所用〕」を提出

（３）別表【添付書類一覧】に掲げる添付書類

（４）下記URLもしくはQRコードよりアクセスし、入力フォームへ必要事項を入力してください。

◯青森県電子申請届出システム

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=10697

**入力フォームへ申し込みをすると、入力したメールアドレス宛に登録完了メールが自動返信さ**

**れますので、登録完了メールが届いているか必ず確認してください。**

**メールが届いていない場合は、登録が完了していないこととなり、研修に関する連絡ができず、**

**研修を受講できなくなる場合がございます。**

**なお、研修に使用するパソコンやタブレット端末でご覧になれるメールアドレスを登録してく**

**ださい。携帯メール（ドメインが@docomo.ne.jp、@ezweb.ne.jp、@softbank.ne.jp等）以外のメ**

**ールアドレスをお願いします。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　QRコード

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

９　受講申込期限**令和５年９月２２日（金）必着**

**受講申込みの郵送とweb上での入力の両方が必要です。**

　※ 添付書類を含め、必要書類の不備・不足がないよう確認の上、提出してください。

10　受講の決定

受講の可否（受講決定通知）については、市町村長または施設事業所長に通知します。

なお、受講申込者が定員を超える場合は、基本的に以下の順で選考します。

（１） 地域包括支援センターに主任介護支援専門員に準ずる者として配置されている者及び

今後、地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置される予定の者

（２） 管理者一人で運営している居宅介護支援事業所の介護支援専門員

（３）　特定事業所加算を取得予定の居宅介護支援事業所の介護支援専門員

（４） （２）及び（３）に該当しない居宅介護支援事業所の介護支援専門員

（５） （１）から（４）に該当しない施設及び事業所の介護支援専門員

11　修了評価

各科目における到達目標の達成状況について修了評価を実施します。

12　修了証明書の交付

研修課程の全日程を修了した者に郵送により交付します。

※修了証明書の発行時期は、研修終了してから３ヶ月後を予定しております。

13　研修受講に当たっての留意事項

　(1) 演習時に使用するための事例を、最低1事例提出できる者を申込者とすること。

　　　　なお、個別事例の提出方法などについては、受講決定通知の際にお知らせします。

※ 演習は、自らの事例からアセスメントの視点を磨くために行うものであり、事例を準備

できなければ科目を履修することができず、その科目を修了したとは認められないこと。

（**2）オンライン研修のみのため、カメラ・マイク機能のあるパソコン等を受講者１人につき１台準備してください。（スマートフォンでの参加は非推奨）Wi-Fi環境等がない場合、多額の通信料が発生する恐れがあるため、ご自身の通信契約をご確認ください。**

(3) 受講要件等に不正が発覚した時は、その時点で受講決定もしくは受講（修了）を取消しとしま

す。

(4) 講義中、携帯電話等の使用など、講義内容と関係のない行為は認めません。

　(5) 研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない場合は、その時点で 受講不可とする場合があります。

(6) 欠席・遅刻・早退は認められません。また、講師に無断で講義途中にオンライン上から退出を　　　　した場合や画面から顔を確認できない場合は、欠席扱いとさせていただく場合があります。

（7）研修中の撮影や録音、研修に関する内容のSNSなどへの投稿はご遠慮願います。

14　研修修了後の修了者名簿について

研修修了後、修了者の氏名、生年月日、所属及び連絡先を記載した修了者名簿を作成しますが、当該名簿に基づき、青森県または青森県が研修実施機関として指定する青森県介護支援専門員協会が、介護支援専門員の養成・資質向上を図る各研修の講師を依頼することがあります。

【**問合せ先・受講申込先】**

**〒０３０-８５７０　青森市長島１丁目１－１ 青森県庁**

**青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課 介護保険グループ**

**電話 ０１７－７３４－９２９８　ＦＡＸ ０１７－７３４－８０９０**